

資料 2

平成22年度 青森県雇用施策実施方針

青森労働局・青森県

～～～ 「青森県雇用施策実施方針」策定について ～～～

我が国の経済は、平成20年秋に発生した経済危機の状況から持ち直してきているが、依然として厳しい状況にあり、国民の生活を第一として、果敢に新たな雇用施策を進めていく必要がある。特に、派遣労働者及び契約社員等の雇止め等に伴い離職を余儀なくされた非正規労働者や失業の長期化等に伴う貧困・困窮者への支援、さらには、新規学校卒業者の内定率の低迷など幅広い範囲で雇用失業情勢の悪化の影響がみられる。

このような情勢の中で、雇用施策の実施に当たっては、都道府県労働局と地方公共団体がさらに緊密に連携の上、地域の様々な実情を共有し、地域の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

このため、青森労働局は、国の出先機関として、全国共通の雇用のセーフティネット機能を県民に提供することに加え、本県の県域を所管する行政機関として、本県の実情に合ったサービスの提供が必要である。

青森県では、県民一人ひとりが輝いて生きられる社会、そして心の豊かさ、命・健康・環境など、暮らしやすさが守られ、安んじて生きられる社会を目指して、「青森県基本計画未来への挑戦」（平成21～25年度）を策定し、特に「雇用の創出・拡大」と「あおり型セーフティネット」については、計画の全期間を通じて継続的かつ集中的に取り組むこととしており、その取組と一体となった雇用対策を推進する必要がある。

このため、青森労働局長は、雇用対策法第31条及び同施行規則第13条の規定に基づき、青森県知事の意見・要請を踏まえ、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策と青森県が講ずる雇用に関連する施策との連動の下、地域の雇用情勢の改善に向けた取組を円滑かつ効果的に推進するための「青森県雇用施策実施方針」（以下「地方方針」という。）を策定することとする。

青森県知事は、平成20年12月に「青森県緊急雇用対策本部」を設置し、迅速、果敢に雇用対策に取り組んでいるところであり、厳しい状況が続く雇用情勢に対応するため、引き続き青森労働局と県を中心に、関係機関が一丸となって緊急雇用対策を推進していく。また、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業の実施に当たり、効果的な雇用創出につながるよう、その周知や求人などについて協力を要請するとともに、学卒未就職者の就職支援の取組についても併せて協力を要請する。

青森労働局長は、地方方針の策定及び実施に当たっては、青森県知事の意見・要請を最大限尊重し、「青森県基本計画未来への挑戦」、中でも特に重要と位置付けられている「雇用の創出・拡大」及び「あおり型セーフティネット」への継続的かつ集中的な取組の効果を最大限のものとするため、知事を本部長、労働局長等を副本部長とする「青森県緊急雇用対策本部」をはじめ、様々な機会を捉えて知事の意見を聴くとともに、知事からの要請等に迅速かつ柔軟に対応し、地域の実情に沿った雇用対策を講じることとする。

平成22年3月

青森県知事 三村 申吾
青森労働局長 阿部 充

目 次

| | | |
|------|----------------------------|----|
| I | 趣旨 | 1 |
| II | 県内の雇用情勢及び課題 | 1 |
| 1 | 最近の雇用情勢 | 1 |
| 2 | 雇用のミスマッチ縮小等の推進 | 1 |
| 3 | 地域の実情に応じた雇用機会の創出 | 2 |
| 4 | 多様な状況に応じた就労支援等の推進 | 2 |
| 5 | 緊急雇用対策本部の運営による雇用対策の実施 | 3 |
| III | 平成22年度雇用施策の重点 | 3 |
| 1 | 雇用のミスマッチ縮小等の推進 | 3 |
| (1) | 求人の総量確保と求人充足対策の強化 | 3 |
| (2) | 公共職業安定所の特性、専門性を活かした就職支援 | 3 |
| (3) | 雇用保険受給者の早期再就職 | 4 |
| (4) | 的確な職業訓練の活用 | 4 |
| (5) | ジョブカード制度の推進 | 4 |
| (6) | 雇用調整に対する的確な対応 | 5 |
| (7) | 雇用保険制度の安定的運営 | 5 |
| 2 | 地域の実情に応じた雇用機会の創出 | 5 |
| (1) | 地域における緊急的な雇用機会の確保 | 5 |
| (2) | 雇用創出に向けた意欲が高い地域への支援 | 5 |
| (3) | 雇用失業情勢の厳しい地域等に対する支援の活用 | 6 |
| (4) | 地方公共団体等との共同・連携による就職支援 | 6 |
| 3 | 多様な状況に応じた就労支援等の推進 | 7 |
| (1) | 若年者雇用対策の推進 | 7 |
| (2) | 高年齢者雇用対策の推進 | 8 |
| (3) | 障害者雇用対策の推進 | 9 |
| (4) | 子育てする女性等に対する雇用対策の推進 | 10 |
| (5) | 母子家庭の母等の雇用対策の推進 | 10 |
| (6) | 外国人労働者の就業環境の改善 | 10 |
| (7) | 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援 | 11 |
| (8) | 住居を喪失した離職者等に対する安定的な就労機会の確保 | 11 |
| (9) | 日雇派遣労働者等の安定就職支援、職場定着指導等の推進 | 11 |
| (10) | 刑務所出所者等に対する就労支援 | 11 |
| (11) | 公正な採用選考システムの確立 | 11 |
| (12) | 介護分野における雇用管理改善の推進 | 11 |
| (13) | 労働者派遣事業等の適正な運営の促進 | 11 |

| | |
|----------------------------------|-----------|
| Ⅳ 雇用施策に関する目標数値 | 12 |
| 1 労働局における目標設定（PDCAサイクル管理） | 12 |
| （1）就職率（常用計） | 12 |
| （2）雇用保険受給者の早期再就職割合 | 12 |
| （3）求人充足率（常用計） | 12 |
| 2 青森県と共同で定める目標数値 | 12 |
| （1）雇用創出数 | 12 |
| （2）ジョブカフェあおもりにおける利用者数及び就職者数 | 12 |
| （3）新規高卒者の就職内定率 | 12 |
| （4）新規高卒者の職場定着率 | 12 |
| （5）福祉施設から一般雇用への移行者数 | 12 |

I 趣旨

我が国の経済は、平成20年秋に発生した経済危機の状況から持ち直してきているが、依然として厳しい状況にあり、国民の生活を第一として、果断に新たな雇用施策を進めていく必要がある。特に、派遣労働者及び契約社員等の雇止め等に伴い離職を余儀なくされた非正規労働者や失業の長期化等に伴い増加している貧困・困窮者への支援、さらには、新規学校卒業者の内定率の低迷など幅広い範囲で雇用失業情勢の悪化の影響がみられる。

このような情勢の中で、雇用施策の実施に当たっては、都道府県労働局と地方公共団体がさらに緊密に連携の上、地域の様々な実情を共有し、地域の実情に合った雇用施策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

このため、青森労働局長は、雇用対策法第31条及び同施行規則第13条の規定に基づき、青森県知事の意見・要請を踏まえ、労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策と青森県が講ずる雇用に関連する施策との連動の下、地域の雇用情勢の改善に向けた取組を円滑かつ効果的に推進するための「青森県雇用施策実施方針」を策定し、地域の実情に沿った雇用対策を講じることとする。

II 県内の雇用情勢及び課題

1 最近の雇用情勢

青森県は、過去長きにわたり有効求人倍率が0.1倍から0.2倍台の低水準で推移するなど雇用情勢の特に厳しい地域であるが平成15年度から平成19年度にかけて、有効求人倍率が5年連続で上昇するなど着実に改善していた。

しかしながら、平成20年度に入り、公共事業の減少や資源価格の高騰等に伴う企業活動の縮小、また、秋以降の世界的な金融危機等に伴う実体経済への影響等から、非正規労働者の雇止め等をはじめとして雇用情勢に様々な悪影響を及ぼした結果、平成20年度の有効求人倍率は0.38倍と急速に低下した。

平成21年度に入ってもなお雇用情勢が厳しさが増す中、下半期以降は、事業主都合離職者の増加は一定のおさまりをみせているものの、景気の回復が表れないこと等により新規求人が増加しないことから、総じて失業が長期化しており、平成22年1月の有効求人倍率は0.30倍となるなど、依然として厳しい状況にある。

2 雇用のミスマッチ縮小等の推進

雇用情勢が特に厳しい本県においては、一人でも多くの求職者が就職に結びつくよう、職種、年齢、能力、賃金等における雇用のミスマッチの縮小に努めることが重要である。

このため、日常的な事業所訪問等による状況把握及び良好な関係を構築しつつ、効

率的かつ効果的な求人開拓による求人の量的確保に努めるとともに、公共職業安定所の特性、専門性を活用し、求職者の個々の状況に的確に対応したきめ細かな就職支援の実施、早期再就職促進のための支援策の強化等により、公共職業安定所のマッチング機能が最大限に効果を発揮することが必要である。

また、事業活動の縮小等による解雇等の発生を抑えるため、休業、教育訓練等による雇用維持に取り組む企業を積極的に支援することが必要である。

3 地域の実情に応じた雇用機会の創出

雇用機会の創出については、自発的な創意工夫により、将来に向けて取り組んでいくとともに、当面の対策として、現在不足している雇用機会を緊急に創出することが重要である。

このため、雇用創造に向けた意欲の高い地域における取組に対する支援を行うほか、地域における当面の雇用機会の創出等に取り組むことが必要である。

4 多様な状況に応じた就労支援等の推進

依然として厳しさの予測される新規学校卒業予定者の就職環境や未就職のまま卒業した者の増加及び年長フリーターや若年無業者が多い中、早急に安定した雇用を実現することが重要である。

このため、新規学校卒業予定者と学卒未就職者に係る就職支援を強化するとともに、フリーター等正規雇用化プラン等の各種施策を着実に推進することにより、若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指すことが重要である。

また、少子・高齢化が急速に進行し、今後、労働力人口の減少が見込まれる中、働く意欲と能力を有する高齢者が知識や経験を活かし、社会の支え手として活躍していくとともに、一旦離職すると再就職が厳しい高齢者について、雇用の安定を図ることが重要である。

このため、高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置の着実な実施等により、65歳までの雇用確保を図るとともに、65歳を超えても働ける社会の実現、再就職を希望する65歳以上の高齢者への支援の拡充、さらには、多様な就業機会の確保に向けた取組を進め、意欲と能力のある限り、年齢にかかわらず働き続けることができる社会を目指すことが必要である。

さらに、障害者の社会参加が進展し、就業に対する意欲も高まる中、障害者の雇用機会の拡大を着実に図っていくことが重要である。

このため、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成指導の厳正な実施、きめ細かな職業相談・職業紹介、各種の雇用支援策等を効果的に実施していくことが必要である。

特に、中小企業における障害者雇用が低水準で推移していることを踏まえ、中小企業の事業主に対して障害者雇用の理解が進むよう指導を徹底するとともに、助成金等を必要に応じて紹介するなどして、中小企業における障害者雇用のための取組を強化することが必要である。

また、障害者の一人一人が地域で自立した生活を営むことができるよう、公共職業安定所を中心とした「チーム支援」など、福祉・教育施策や職業能力開発施策等との連携を図っていくとともに、精神障害、発達障害等、障害の特性に応じたきめ細かな支援を充実していくことも必要である。さらに、労働者派遣制度については、労働力需給調整を図るための制度として一定の役割を果たしている一方で、いわゆる派遣切りの多発や雇用の安定性に欠ける派遣形態の問題等が表出しているほか、やむを得ず派遣労働を選択する者の存在や、いわゆる偽装請負等の違法派遣も増加してきており、これらに的確に対応した措置を講じ、派遣労働者が安心・納得して働くことができる環境を整備することが重要である

5 緊急雇用対策本部の運営による雇用対策の実施

県内事業所における雇用の維持、離職を余儀なくされる方々への再就職支援等に対応するため、青森県、青森労働局及び関係機関が連携し、知事を本部長として平成20年12月17日に設置した青森県緊急雇用対策本部において、引き続き地域の雇用失業情勢等に係る情報共有に努め、迅速かつ的確な雇用対策の実施を図ることが必要である。

Ⅲ 平成22年度雇用施策の重点

上記Ⅱに掲げた様々な課題に対応するため、青森労働局としては、平成22年度において、以下に掲げる施策について、地域の実情に応じ、青森県との緊密な連携・協力のもと、効果的な雇用施策の実施に積極的に取り組んでいくこととする。

1 雇用のミスマッチ縮小等の推進

(1) 求人の総量確保と求人充足対策の強化

正社員求人等の就職に結びつく可能性の高い求人のほか、パート求人や有期雇用の求人も含め、総力を挙げて求人開拓を実施し、求人数の量的確保に努めるとともに、求人の早期充足を図るため、求人条件の緩和や求人票の記載指導、応募の殺到が見込まれる求人には適切な応募方法の提案等、効果的な求人充足対策を実施する。

なお、求人開拓等の実施に当たっては、事業主にとって有用な助成メニューの情報を併せて提供することで、事業主のインセンティブを引き出すことを徹底する。

(2) 公共職業安定所の特性、専門性を活かした就職支援

求職者との職業相談を通じて、就職ニーズの的確な把握、求人部門と紹介部門の連携による適時適切な職業紹介を実施するなど、公共職業安定所が主体となっ

た能動的な職業紹介を推進するとともに、特に早期再就職の緊要度が高い求職者に対しては、就職支援ナビゲーターが体系的かつ計画的な就職支援を行うことにより、効果的な求人・求職のマッチングを図る。

また、離職を余儀なくされ、十分な技能・経験を有しない未経験分野等への再就職を希望する求職者を実習型雇用による受け入れ、実習後に正規雇用する事業主への支援を通じて、再就職を促進する。

さらに、非正規労働者等の集積地域を管轄する公共職業安定所に非正規労働者総合支援コーナーを設置し、きめ細かな就職支援と生活・住宅支援を一体的に実施し、安定就労を促進する。

(3) 雇用保険受給者の早期再就職支援

雇用保険受給者の就職意欲の喚起・維持を図るとともに、早期再就職のために必要な就職活動に当たっての心構えの確立等を図るための就職支援セミナーを実施するほか、早期再就職のメリットと長期失業のデメリット等を理解させる職業指導を行い、雇用保険受給者の早期再就職を促進する。

(4) 的確な職業訓練の活用

安定した職業に就くために能力開発が必要な求職者に対して、積極的に職業訓練関係情報の提供を行うとともに、必要に応じて、職業訓練情報等連携推進員及び独立行政法人雇用・能力開発機構青森センターの能力開発支援アドバイザーによるキャリア・コンサルティングを活用し、就職活動期間のなるべく早期に十分な職業相談等を行い、本人の適性、能力及び職業経験等を的確に把握した上で、各訓練コースの内容、水準及び地域の労働力需給動向等を総合的に勘案し、求職者が適職に就くために必要な職業訓練の受講をあっせんする。

特に、今後雇用の受け皿として期待のできる分野での必要な知識・技能を習得するための長期間の離職者訓練については、積極的にこれらの分野への就職を希望する求職者に対する周知及び受講をあっせんする。

また、雇用保険を受給できない求職者等が職業訓練を受講することができるよう、緊急人材育成支援事業による職業訓練の受講勧奨と訓練期間中の訓練・生活支援給付について、本制度の積極的な周知及び利用促進を図る。

特に、青森県においては、多様な企業ニーズや年間を通じて多数生じる離職者に対応するとともに、できる限り早期の再就職を可能なものとするため、民間の教育訓練機関や求人企業を活用した離職者訓練の拡充を進めていることから、求職者に対し、当該職業訓練への積極的な受講あっせんに協力する。

また、県が実施する、非正規労働者の正社員化に向けたスキルアップを支援する「非正規労働者ステップアップ支援事業」、再就職が特に困難な中高年齢者を対象に実施する「中高年福祉・介護人材育成就業促進事業」について、必要に応じて制度の周知に努める。

(5) ジョブ・カード制度の推進

青森県地域ジョブ・カード運営本部において策定した青森県地域推進計画に基づき、職業能力形成プログラムへの参加協力企業を開拓し、地域ジョブ・カードセンターへの登録に協力する等、地域ジョブ・カードセンター、独立行政法人雇用・能力開発機構青森センターをはじめとする関係機関と連携し、同計画の内容を着実に推進することにより、ジョブ・カード制度の一層の普及促進を図る。

(6) 雇用調整に対する的確な対応

雇用調整を予定している企業動向の把握に努め、大量雇用変動届又は再就職援助計画の作成及び労働移動支援助成金の活用等、離職を余儀なくされる労働者の再就職促進のための支援が適切になされるよう指導する。

また、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給を通じ、景気の変動等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業等又は出向を行うことにより雇用の維持を図る事業主を支援する。

(7) 雇用保険制度の安定的運営

非正規労働者に対するセーフティネット機能の強化等を盛り込んだ雇用保険法等の一部を改正する法律案について、同法案が成立後、労働者・事業主に対する周知・広報・指導等を実施し、円滑な施行に努める。

2 地域の実情に応じた雇用機会の創出

(1) 地域における緊急的な雇用機会の確保

青森県が実施する緊急雇用創出事業（介護、農林、観光、環境等成長分野として期待される分野における雇用機会の創出及び人材育成を推進する重点分野雇用創出事業を含む。）及びふるさと雇用再生特別基金事業について、地域ごとの労働市場情報の提供等事業計画の立案等に積極的に協力するとともに、これらの事業の実施により公共職業安定所に提出された求人の円滑な充足を図り、青森県及び各市町村と連携して、地域の実情に応じた雇用機会を確保する。

(2) 雇用創出に向けた意欲が高い地域への支援

地域の実情に応じた雇用の創出及び定着を図るため、地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）及び地域雇用創造実現事業を実施する地域に対して引き続き支援するとともに、青森県内で未実施の市町村等に対して、事業構想策定への助言・協力等を行うことにより、実施地域の拡大を図るほか、新たに先導的な事業を開始する創業者等に対し、創業等に要した費用を助成する雇用創造先導的創業等奨励金について、周知、活用促進を図る。

（地域雇用創造推進事業実施地域）

七戸町（平成21～23年度実施予定）

青森市、弘前市、深浦町（平成20～22年度実施予定）

八戸市、十和田市、大鰐町（平成19～21年度実施）

(地域雇用創造実現事業)

十和田市、七戸町、深浦町（平成21～23年度実施予定）

大鰐町（平成20～22年度実施予定）

(3) 雇用失業情勢の厳しい地域等に対する支援の活用

青森県が地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域となっていることにより、事業所の設置・整備に伴い地域求職者を雇い入れる事業主や、その雇入れに併せて中核人材を受け入れる事業主に対して助成するほか、重点分野で創業する事業主に対して、創業経費及び雇入れ経費を一定額助成することにより、創業等を支援する。

また、雇用保険の初回説明会等を活用し、受給資格者創業支援助成金の周知を図るとともに、当該助成金の支給を通じて、その自立を促進する。

さらに、中小企業に対する各種支援を行う独立行政法人雇用・能力開発機構青森センターと連携して、雇用機会の創出の担い手である中小企業の人材確保・育成、魅力ある職場づくりを推進するとともに、生産性向上に資する人材確保に向けた支援を行う。

(4) 地方公共団体等との共同・連携による就職支援

ア 青森県緊急雇用対策本部の運営による雇用対策の実施

青森県緊急雇用対策本部の下、迅速かつ的確な雇用対策の実施を図るとともに、地域の雇用失業情勢等に係る情報共有、事業主に対する雇用維持等の要請、関係機関の支援策をまとめた「経営・雇用支援ナビ」及び「雇用支援ナビ」による総合的な情報提供に努める。

イ 緊急地域共同就職支援事業の実施

弘前市と三沢市に設置した都道府県連携型ふるさとハローワーク（地域共同就職支援センター）を拠点として、職業相談・職業紹介等の国が行う雇用対策と地域の実情を踏まえて青森県等が実施する雇用対策とを密接に連携させた就職支援を実施する。

ウ ふるさとハローワークの設置による市町村と連携した就職支援

市町村の庁舎等を活用して、共同で就職支援を実施するための市町村連携型ふるさとハローワークにおいて、インターネットによる各種情報や求人検索端末装置による求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行う。

エ 緊急雇用創出事業を活用した総合的な就業・生活支援の実施

青森県が緊急雇用創出事業を活用して実施する生活・就業相談と国による職業相談・職業紹介を一体的に実施することにより、求職者に対する総合的な就業・生活支援を行う。

オ U・Iターン希望者に対する支援

送出地である大都市圏の労働局と連携して、広域職業紹介を積極的に行うとともに、U・Iターンに資する未充足求人情報等のとりまとめを行った上で、当該労働局に情報提供を行う。

また、青森県が実施するU J I ターン人材誘致促進事業と連携・協力し、公共職業安定所が受理したUターン求人について、求人者の理解を得て情報提供するとともに、青森県が設置・運営する「あおもりキャリアセンター」と連携し、公共職業安定所の支援を希望するUターン希望者の就職支援を行う。

カ 地方公共団体が行う職業紹介との連携・協力

青森県が設置する「誘致企業無料人材紹介センター」やその他の地方公共団体の行う無料職業紹介事業について、地方公共団体からの要請に応じて、求人者が公開に同意している求人情報の提供等の連携・協力を行う。

キ 大規模倒産等に対応するための連携・協力

大規模な倒産や雇用調整が発生した際には、従業員数や再就職に関する状況について、青森県に対して速やかに情報提供するとともに、青森県と連携・協力し、合同説明会を開催するなど就職支援に努める。

ク 地方公共団体が行う人材還流促進事業への連携、協力

県外の大学（工学部）等に進学している青森県出身者を青森県の誘致企業の幹部として還流させるため実施する「青森ものづくり人財確保支援モデル事業」と連携、協力し、そのマッチング支援に努める。

ケ 地域自殺対策緊急基金を活用した求職者等への心の健康相談等の実施

青森県が実施する地域自殺対策金旧教か事業の一環として、公共職業安定所を活用した心の健康相談等を行う場合において、円滑化効果的な実施に協力する。

3 多様な状況に応じた就労支援等の推進

(1) 若年者雇用対策の推進

ア 新規学校卒業予定者及び未就職卒業者の就職支援

高卒就職ジョブサポーターを活用し、計画的な学校訪問等により進路指導担当者と連携を図りつつ、求人開拓、求人情報の提供及び個別職業相談等の必要な支援につなげることにより、中学・高校卒業予定者の的確な就職支援を実施する。

また、新規高卒者の県内就職を促進するため、青森県と連携して、経済団体に積極的な求人提出や採用活動を要請するとともに、青森県が実施する求人開拓ローラー作戦に協力する。

また、大卒就職ジョブサポーターを活用し、各地域の大学等との連携を図りつつ、未内定状況の把握、必要に応じて担当者制による職業相談等の就職支援を行う。

さらに、未就職卒業者に対しては、一か月の体験雇用を受け入れた事業主へ新卒者体験雇用奨励金を支給することにより、希望職種の選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を支援する新卒者体験雇用事業、緊急人材育成支援事業による職業訓練と訓練・生活支援給付及び青森県が実施する学卒未就職者向け職業訓練並びに重点分野雇用創造事業による雇用機会の確保等をはじめとした学卒未就職者対策を効果的に活用し、安定した雇用への移行を支援する。

また、採用内定取消し及び入職時期繰下げの発生防止に向けて、事前通知制度

や企業名公表制度をはじめとする「新規学校卒業者の採用に関する指針」の周知とともに、採用内定取消しを行おうとする事業主に対する回避等の指導を徹底する。

イ 若年者等の正規雇用化の促進

就職の困難な年長フリーター等について、支援対象者の課題に応じて、就職活動に関する個別相談や面接指導等の各種支援メニューを組み合わせ、正規雇用化に向けた一貫した支援を実施するとともに、若年者等試行雇用制度及び若年者等正規雇用化特別奨励金の支給等を通じて、年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。

ウ 地域との連携及び協力による若年者就職支援対策の展開

青森県が設置・運営するジョブカフェあおもりにおいて、企業説明会や各種就職支援セミナー等を行う若年者地域連携事業を引き続き実施するとともに、同センターに併設するハローワークヤングプラザにおいて、同センターとの連携による効果的な就職支援を実施する。

エ 若年者の職場定着促進及び早期離職者の就労支援

新規学卒者の就職後3年以内の離職率減少を目指して、職場適応指導、雇用管理指導等を実施するほか、就職を希望しながら職場における人間関係に対する不安など心理的悩み、課題を有する早期離職者等をはじめとする若年求職者を対象に、臨床心理士等専門的人材を活用した就職に関わる個別的、専門的相談を行う。

オ 地域において支援を必要とする若者等のチャレンジ支援

若年無業者に対する地域の支援拠点として、青森県との協働により設置している青森県若者サポートステーションにおいて、関係機関連携の下、若年無業者に対して効果的な就職支援を実施する。

カ 学校や県が実施するキャリア教育に対する支援

学校が実施するインターンシップや企業見学会、県が実施する「はたらく心はぐくみ事業」に対して、必要な協力を行う。

(2) 高年齢者雇用対策の推進

ア 高年齢者雇用確保措置に関する事業主に対する指導の実施

高年齢者雇用安定法に基づき、確保措置を講じていない事業主に対して的確に助言・指導を実施し、なお改善がみられない事業主については勧告を行うとともに、平成22年4月1日から確保措置の義務対象年齢が64歳となったことを踏まえ、確保措置未実施企業に対しては早急に指導を行う。

また、中小企業が継続雇用制度の基準を設ける際、労使協定が締結できない場合に就業規則等で定めることができるとする経過措置が平成23年3月31日に終了となることを踏まえ、当該経過措置の対象となる事業主に対して、積極的な周知・指導等を実施する。

イ 「70歳まで働ける企業」の普及促進

高年齢者等職業安定対策基本方針に基づき、70歳まで働ける企業の割合を平成22年度までに20%とするため、事業主団体を通じて「70歳まで働ける企

業」推進プロジェクトを推進する。

ウ 高齢者等の再就職の援助・促進

60歳以上の求職者に焦点を当てた支援等の推進を含め、高齢者の再就職の促進を図るため、事業主に対し、再就職援助措置に係る努力義務や求職活動支援書の作成・交付義務の周知・啓発等を行う。

エ 高齢者の多様な就業・社会参加の促進

青森県シルバー人材センター事業活性化計画基本方針に基づき、団塊の世代にとって魅力ある事業展開に向けた取組の強化を図りつつ、シルバー人材センター事業を着実に推進する。

(3) 障害者雇用対策の推進

ア 雇用率達成指導の厳正な実施等

県内における民間企業の実雇用率及び達成企業の割合は前年度より上昇したものの、過半数が法定雇用率を達成していないことや障害者の雇用の場の拡充を図ることを目的とした平成22年7月からの改正障害者雇用促進法の施行等を踏まえ、未達成企業に対して引き続き厳正な指導を行うほか、公的機関は、率先垂範して障害者雇用を進めるべき立場であることから、労働局において、知的障害者等を積極的に雇用するとともに、未達成の公的機関に対して、障害者採用計画の着実な実施及び速やかな雇用率達成のための指導を徹底するなど、県と協力し、公的機関における雇用率達成を推進する。

イ 職業相談・職業紹介の充実

障害者専門支援員を活用し、障害の種類・程度等、個々の状況に応じた的確な就職支援を実施するとともに、トライアル雇用を活用した職業紹介、就職後の職場定着指導等について徹底を図る。

また、ジョブコーチ支援のニーズの把握に努め、青森障害者職業センターに適切に支援をつなぐことにより、円滑な職場適応を促進するとともに、ジョブコーチを配置した福祉施設等による就労支援が効果的に推進されるよう、地域の雇用失業情勢等に関する情報提供を行うなど、日常的な連携に努める。

さらに、県が実施する「障害者雇用推進パッケージ事業」における「障害者短期就業体験推進事業」や「障害者就業プロモーション支援事業」に必要な協力を行い、トライアル雇用の導入促進及び就職支援に努める。

なお、職業訓練が必要な障害者に対しては、青森県立障害者職業訓練校による職業訓練の受講あっせんを行うとともに、訓練終了後において必要なフォローアップを行う。

また、在宅就業障害者支援制度の周知を図るとともに、在宅就業支援団体の登録関係業務の的確な実施、支援団体との連携等を通じて、在宅就業障害者を支援する。

他方、障害者雇用の場を一層確保するため、地域の有力な企業に対しては、県と連携し、特例子会社の設立に係る助成金を活用しつつ、その立ち上げを促し、雇用が進んでいない知的障害者等の雇用を積極的に要請するほか、中小企

業に対しては、初めて障害者を雇用した場合の奨励金等の活用により、障害者雇用促進のための取組を強化する。

ウ 雇用・福祉・教育・医療等との連携による就労支援の強化

公共職業安定所が中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携して障害者就労支援チームを編成し、個別の支援計画に基づいた就職準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」について、障害者就労支援コーディネーターの配置等により充実を図り、福祉・教育から一般雇用への移行を促進する。

また、県の労働・福祉部局との連携の下、障害者就業・生活支援センターの全障害保健福祉圏域への計画的な設置を目指し、担い手の育成等を行う。

エ 精神障害者に対する雇用対策の強化

精神障害者ステップアップ雇用奨励金を活用し、一定の期間をかけたトライアル雇用により、段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指すことの支援とともに、カウンセリング体制の整備等働きやすい職場づくりに努めた企業に対する精神障害者雇用安定奨励金の周知及び活用を促進することにより、精神障害者の雇用及び職場定着を図る。

オ 発達障害者等に対する適切な対応

青森県発達障害者支援センターや青森障害者職業センター等との連携を図りつつ、公共職業安定所に配置する就職チューターを活用し、適切な就職支援を実施するとともに、トライアル雇用、青森障害者職業センターの職業準備支援やジョブコーチ支援等の活用により、雇用促進を図る。

カ 障害者雇用の理解の促進

障害者やその保護者、企業関係者、福祉関係者等を始めとした国民全体に対し、障害者雇用に対する理解・啓発を促進する。また、県が実施する障害者雇用への事業主の理解を深めるための「障害者雇用推進シンポジウム」、「障害者雇用優良事業所等表彰」、「障害者技能競技大会」等について、必要に応じて連携・協力する。

(4) 子育てする女性等に対する雇用対策の推進

マザーズサロン及びマザーズコーナーにおいて、個々の求職者の状況に応じた就職実現プランの策定、担当者制によるきめ細かな職業相談等を行うとともに、市町村等との連携による保育所・子育て支援サービス等に関する情報提供を行う。

(5) 母子家庭の母等の雇用対策の推進

児童等を扶養する母子家庭の母等について、家庭環境等に配慮した職業相談等の実施、特定求職者雇用開発助成金や職業訓練制度、トライアル雇用の活用等により、早期就職の促進を図る。

(6) 外国人労働者の就業環境の改善

外国人雇用状況の届出制度の適正な運営を図るとともに、把握した雇用状況に応

じて、事業主に対する集団指導、事業所訪問等を行い、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針に基づく助言・指導等を行う。

(7) 生活保護受給者及び児童扶養手当受給者に対する就労支援

公共職業安定所と福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」により、生活保護受給者等に対する一貫した就労支援を推進する。

(8) 住居を喪失した離職者等に対する安定的な就労機会の確保

解雇等による離職に伴い、住居の確保、生活の維持等に困窮する求職者に対して、雇用促進住宅等を活用した住居の入居あっせんや住宅入居初期費用等の必要な貸付を行う就職安定資金融資制度を活用した就労支援を行うとともに、支援対象者が第二のセーフティネットに係る必要な施策を利用して、円滑かつ早期に安定した就労を実現することを推進するため、公共職業安定所、地方公共団体及び社会福祉協議会等の雇用施策と福祉施策を担う関係機関が連携体制を強化し、一体的に支援できる体制の整備を図る。

(9) 日雇派遣労働者等の安定就職支援、職場定着指導等の推進

日雇派遣労働者を中心として、安定した職業に就くことを希望する者等に対し、安定就職ナビゲーターを活用した担当者制による一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介、住宅確保に係る相談及び就職後の職場定着指導を実施する。

(10) 刑務所出所者等に対する就労支援

刑務所、少年院、保護観察所等と連携した職業相談、職業紹介及び職業訓練のあっせん等の就労支援を推進する。

(11) 公正な採用選考システムの確立

公正採用選考人権啓発推進員制度の充実等にも努めるとともに、全国高等学校統一応募用紙等の適正な応募書類の周知徹底や、公正な採用選考に係る資料の作成・配付等により、事業主に対する啓発・指導を行う。

(12) 介護分野における雇用管理改善の推進

介護分野において、雇用管理改善の業務を担う人材及び介護業務未経験者の雇入れ、介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のための介護福祉機器の導入に対する助成制度について、財団法人介護労働安定センター青森支部及び青森県福祉人材センター等と連携し、周知及び活用促進を図るとともに、福祉人材コーナーを設置している公共職業安定所において、潜在有資格者等の掘り起こしやきめ細かな就職支援等により、福祉分野の人材確保を図る。

(13) 労働者派遣事業等の適正な運営の促進

労働者派遣法について、常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への

労働者派遣の原則禁止、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図ること等を内容とした制度の見直しが予定されており、施行後においては、適切かつ円滑な施行を図る。

また、労働基準行政と連携し、的確かつ厳正な指導監督を実施するとともに、違反を繰り返す派遣元及び請負事業主等に対しては、必要に応じ行政処分等の措置を講ずる。

さらに、派遣労働者雇用安定奨励金を活用し、雇用の需要があるにも関わらず、派遣可能期間が満了すること等をもって派遣労働者の雇止め等が行われることを防止するとともに、県が実施する「非正規労働者ステップアップ支援事業」におけるシンポジウム、相談会及びスキルアップ支援に必要に応じて協力し、派遣労働者等の正社員化など安定した雇用の促進を図る。

IV 雇用施策に関する目標数値

1 労働局における目標設定（PDCAサイクル管理）

(1) 就職率（常用計）

公共職業安定所の紹介により就職した者の新規求職者に対する比率について、28.4%以上を目指す。

(2) 雇用保険受給者の早期再就職割合

基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職する者の割合を21.0%以上に引き上げることを目指す。

(3) 求人充足率（常用計）

求人充足率について48.8%以上を目指す。

2 青森県と共同で定める目標数値

(1) 雇用創出数

ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業等の活用により6,000人以上の雇用創出を目指す。

(2) ジョブカフェあおもりにおける利用者数及び就職者数

利用者数55,000人、就職者数1,500人以上を目指す。

(3) 新規高卒者の就職内定率

新規高卒者の就職内定率について、平成21年度以上の確保を目指す。

(4) 新規高卒者の職場定着率

新規高卒就職者（19年3月卒）の3年後の職場定着率について、前年度（18年3月卒）以上の確保を目指す。

(5) 福祉施設から一般雇用への移行者数

平成23年度までに64名以上の一般雇用への移行を目指す。

青森労働局職業安定部

〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階

TEL 017-721-2000

策定：平成22年3月